

## 「介護・福祉施設等感染症対策研修会」における質問事項について Q & A集

郡山市保健福祉部地域包括ケア推進課

令和2年12月3日に開催しました「介護・福祉施設等感染症対策研修会」終了後、参加施設等からの質問についてまとめましたので、参考にしてください。

Q1 トリアージのための情報収集で説明のあった、アンケートや説明文はどのようにすれば手に入るのか。

A1 希望する施設等にメールでデータをお送りしますので、地域包括ケア推進課まで御連絡ください。

Q2 トリアージのための情報収集の説明文等は、他の施設に情報提供してもよいか。

A2 情報提供していただいてかまいません。

Q3 トリアージのための情報収集の説明文等は、どこで作成したものか。

A3 「県中・県南新型コロナウイルス医療実務者協議会（福島県県中県南医療調整地方本部合同部会）」で作成したものです。

あくまで原案になりますので、適宜修正のうえご活用ください。

Q4 トリアージのための情報収集の説明文のうち、「施設管理者 各位」のものは、施設で使うものか。

A4 「施設管理者 各位」の資料は、施設等の協力医等の医療機関から施設管理者の皆様  
に説明する場合に参考としていただきたい資料となります。

「施設利用者の皆様へ」の資料は、施設関係者の方から利用者の皆様へ情報収集する  
際に参考としていただきたい資料となります。

Q 5 トリアージのための情報収集の説明文のうち、「事前同意書」は、医療機関において対応するものではないのか。

A 5 「事前同意書」については、本来医療機関において対応すべきものでありますが、施設内でクラスターが発生した場合、その場において確認作業をしていては感染拡大防止に支障をきたしてしまうことから、現時点において、感染時の治療方針の確認を施設にお願いするものです。各利用者・家族への確認方法としては、①各施設から各利用者・家族に直接確認する方法、②各施設から、各施設の嘱託医・各利用者の主治医に対して事前同意書を確認してほしいと依頼する方法、などが考えられると思います。